

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第2回 所沢市社会的障壁の除去に関する あっせん調整委員会（以下、あっせん調整委員会という。）
開 催 日 時	平成31年3月14日（木曜）午後4時から5時30分
開 催 場 所	所沢市こどもと福祉の未来館3階 多目的室3・4号
出席者の氏名	一木 昭憲、鈴木 喜代子、田中 英樹、近藤 宏一
欠席者の氏名	小澤 正明
オブザーバー	所沢市自立支援協議会実務者会議（差別解消支援地域協議会） 所沢市基幹相談支援センター 後呂 由紀子 生活支援ルームさぽっと 小野寺 耕二 所沢しあわせの里 沼倉 二美子 地域生活支援センターぽぷり 篠崎 雅江 地域生活支援センター所沢どんぐり 金子 圭秀
議 題	議題 ①所沢市自立支援協議会に機能を付与している 「差別解消支援地域協議会」委員との顔合わせ及び 情報共有 ②所沢市に寄せられた相談などを基にした事例検討
会 議 資 料	1 会議次第 2 あっせん調整委員会委員名簿 3 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下、条例という。）（資料1） 4 条例施行規則（資料2） 5 あっせんの流れ（資料3） 6 所沢市自立支援協議会運営要綱（資料4） 7 所沢市自立支援協議会委員名簿（資料5） 8 障害者差別解消支援地域協議会について（資料6） 9 所沢市に寄せられた事例（資料7）（非公開資料）
担 当 部 課 名	障害福祉課 山田主任、林主事 こども福祉課 宮内主任 保健センター健康管理課 矢部主任 事務局 福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>開 会</p> <p>—配布資料の確認—</p>
委員長	<p>—確認事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本委員会は原則非公開であるが、本日の会議はその内容から一部公開とすること。</li> <li>・ 傍聴人はなし。</li> </ul>
委員長	<p>《議題》</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>はじめに、議事①「所沢市自立支援協議会に機能を付与している「差別解消支援地域協議会」委員との顔合わせ及び情報共有」について、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>あっせん調整委員、差別解消支援地域協議会委員の自己紹介と挨拶。</p> <p>あっせん調整委員会の機能、あっせんの流れの説明。 自立支援協議会、差別解消支援地域協議会の機能説明。</p>
委員長	<p>—質疑応答の確認—</p> <p>—質問①—</p>
委員長	<p>（あっせんの流れについて）</p> <p>勧告に従わずに、「公表」になる場合の内容、申立人があっせん内容に納得いかない場合はどうですか。</p>
事務局	<p>全国的に見ても条例施行後「公表」を実施した事例は聞いておりませんが、実施する場合には従わない者の名称（代表者）と内容を市が公表することが想定されます。</p> <p>また申立て人側があっせんの内容に納得いかず、あっせん案に従わないということについては想定していない部分でもあるので今後判断基準を設ける等整理していく必要があると考えます。</p>
委員長	<p>—質問②—</p> <p>あっせんの必要性を判断するのが市で、あっせんの相手方が市である場合は矛盾が起きるのではないですか。</p>

事務局	<p>市を相手方としてあっせんの申立てをした場合、市が単独であっせんの必要がないと判断することはできず、必ずあっせん調整委員会の意見を聴取するとしており、この過程において公正性が確保できていると考えます。</p> <p>また、市の施策部分についての申し立てなど、委託相談支援事業所では判断が難しい事例が発生した場合はこのように、あっせん調整委員会の意見を聴取した上で、市が判断をくだす可能性もあります。</p>
委員	<p>その判断について不満があった場合はどうしますか。</p>
事務局	<p>あっせん調整委員会では解決できない事例として、他のルートでの解決を探すことになります。</p>
委員長	<p>－質疑応答終了－</p> <p>－休憩－</p> <p>－非公開部分－</p>
委員長	<p>本日の会議で出されました意見については、委員会の意見として事務局にお渡ししたいと思います。</p> <p>これをもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、マイクを事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>委員長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>